

平成 28 年度第3次行財政改革取組結果および平成 29 年度における取組方針（平成 29 年3月31 日現在）

(1)戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けた課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
1	行政評価の活用 【政策経営課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価の継続実施により、事務事業及び施策の不断の見直しを行ない、効率的・効果的な政策を実現する。</li> <li>実施計画・予算・行政評価の事業単位を統一する。</li> <li>外部評価は、施策の観点から事務事業を評価する。（今年度は試行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業単位を統一するため、財務会計システムのリプレイスにあわせて予算事業を基に、事業を細分化する。</li> <li>担当課が行った事務事業評価について、行財政のスリム化の対象となる事務事業を政策経営課が抽出し、その事務事業について施策の観点から外部評価を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画・予算・行政評価の事業単位を統一</li> <li>事務事業評価について、施策の観点から外部の評価を受ける。</li> </ul>	【達成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27 年度の事務事業評価を基に、「基本施策の評価」「今後の重点化事業」「縮減等を行う事業」「平成28 年度の予算執行削減策」を記載した施策評価を全部局が作成し、全体政策会議において理事者、全部局長が確認した。また、「今後の重点化事業」等を、実施計画策定方針（H29 年度～H31 年度分）へ盛り込んだ。</li> <li>実施計画・予算・評価の事務事業の統一については、5月の職員説明会を皮切りに、10月の財務会計リプレイスまでに統一を図った。具体的には既存の事務事業単位にとらわれず、業務を9種類に分類し、それにより事務事業を再構築した。そして、業務区分により評価対象と対象外に大別した。</li> <li>外部評価については、従前の「市が実施した事務事業評価方法に対する評価」から、「市の実施した事務事業が基本施策の実現に向けた内容であるか」を評価する方法へ変更することを外部評価委員へ確認し、承諾を得た。10月に政策経営課が抽出した事務事業を外部評価委員が評価し、11月に評価結果を市長へ報告してもらった。その報告内容を「平成29 年度当初予算編成」並びに「実施計画（H29 年度～H31 年度分）策定」にあたり参考とした。さらに、2月には報告内容に対する市の対応方針を外部評価委員へ説明した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価結果を実施計画の策定方針や新年度の予算編成方針へ反映させ、選択と集中を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度の事務事業評価・施策評価を実施し、その結果や客観的なデータを基に、SWOT 分析を実施する。そして、その結果を基に、全体政策会議において市の方向性を決定し、実施計画の策定方針、予算編成方針や部局の経営方針へ反映させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価結果を実施計画の策定方針、予算編成方針や部局の経営方針へ反映させる。</li> </ul>

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
2	地方版総合戦略の策定と実行 【政策経営課】	市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載した事業の進捗管理を行う。	・総合戦略事業の実施部署から進捗状況の報告を求める。 ・地方版総合戦略に掲げた重要業績評価指標（KPI）の 31 年度末時点での達成に向けて、必要に応じて取り組み内容を改善する。	28 年度末時点の進捗状況把握	【達成】 安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業を、庁内各担当部署が実施した。政策経営課において平成 27 年度の進捗状況を確認した。	市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた事業の進捗管理を行う。	・総合戦略事業の実施部署から進捗状況の報告を求める。 ・総合戦略の指標の達成に向け、必要に応じて実施部局とのヒアリングを通じて取組み方法について改善を図る。	29 年度末時点の進捗状況把握	
3	情報セキュリティ対策の強化 【情報統計課】	庁内ネットワークセキュリティ強化	・物理的なセキュリティ対策として、基幹系ネットワークのみではなく、内部情報系ネットワークを外部ネットワークから分離する。 ・上記については国の方針とも合致する。	庁内ネットワークにおける外部ネットワーク（インターネット）の完全分離	【達成】 ネットワークの分離及びセキュリティクラウド経由のインターネット接続とも平成 28 年度内に完了した。  【実施内容】 基幹系ネットワークのみではなく、内部情報系ネットワークをインターネットから分離し、インターネットの接続については、県が構築し、技術的対策及び 24 時間監視等の人的対策を強化したセキュリティクラウド経由とした。 また、基幹系ネットワークで使用する USB メモリについては、一部連携機関からの指定機器を除き、情報統計課で調達した USB メモリ（自動暗号化機能、パスワード必須）のみ使う運用を徹底するとともに、外部媒体の使用許可設定に係るシステム機能強化を行った。  【次年度に向けた課題】 タイトなスケジュールでの構築だったため、職員の事務効率の低下を招いているシステムもあることから、セキュリティレベルを維持しつつ職員の操作性・利便性が向上するように運用を見直す。	物理的、技術的対策として、庁内ネットワークセキュリティの強化、運用見直し	昨年度実施したネットワークセキュリティ強靱化事業の運用について、セキュリティレベルを維持しつつ職員の生産性の低下を抑えるよう運用の見直しを行う。	セキュリティ対策に係る運用の確立とその運用について職員に定着する。（運用の見直しは随時行う。）	

取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針			
	取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標	
	職員への情報セキュリティに対する教育・意識の啓発	職員に対し、グループウェア掲示板を利用して地方公共団体情報システム機構等から発信されるセキュリティ事故の事例や、近隣団体での事例を紹介し、注意喚起を行う。	物理的な対策だけでなく、職員のセキュリティ意識の醸成を行う。	【達成】 実施内容のとおり。	【実施内容】 ・ 掲示板での周知 不審メールに関する注意喚起 8 回 ・ 研修 新入職員対象セキュリティ研修 1 回  全職員対象セキュリティ研修 1 回  e-ラーニングによる情報セキュリティ研修受講 1 回  【次年度に向けた課題】 教育・意識の啓発は、繰り返し実施することが重要なことから、引き続き職員に向けて情報セキュリティに対する教育・意識の啓発を行う。	人的対策として、職員への情報セキュリティに対する教育・意識の啓発	・ 職員に対し、グループウェア掲示板を利用して地方公共団体情報システム機構等から発信されるセキュリティ事故の事例や、ウィルスメールの情報を提供し、注意喚起を行う。 ・ 全職員を対象にセキュリティ意識の向上、啓発を目指した研修会を実施する。	・ 物理的、技術的な対策だけでなく、職員のセキュリティ意識の醸成を行う。 ・ 全職員対象セキュリティ研修会の実施	
4	市ホームページの充実 【秘書広報課】	市ホームページを活用して一層迅速かつ分かりやすく市政情報を発信する。また、リニューアルした各ページの充実を図る。	各部等に広報委員を任命し、広報委員会を設置する。広報委員が中心となり、新ホームページを活用した積極的な情報発信に努めるとともに、各ページの充実を図る。	広報委員会の設置と新ホームページの各ページの充実	【達成】 広報委員会の設置に向けて、規程の一部改正。基本的な役割を決定。新CMSを利用し、各ページの充実を図った。	・ ホームページのリニューアルが平成 27 年度末に完了し、平成 28 年度から本格運用となった。市が行っている各種事業や身近な暮らしの情報などを発信し、各ページの充実を図っている。 ・ 情報を一層積極的に発信する全庁的なシステム構築のため、現行の広報委員設置規程を見直し、各課に委員を設置するよう一部改正した。平成 29 年度以降は、委員会の開催、CMS研修の開催など、具体的な活動に取り組む。	・ 市ホームページを活用して、一層迅速にかつ分かりやすい市政情報を発信する。 ・ CMSを活用し各ページの充実を図る。	・ 市の広報広聴に関する市民アンケートを実施し、市民の意向を調査することで市民が必要とする情報を把握する。 ・ 調査結果に基に、広報委員を中心に各ページの内容を見直し、一層迅速にかつ分かりやすい市政情報を発信する。	市の広報に関する市民アンケートの実施及び広報委員会、CMS研修を開催し、広報委員を中心に、各ページを見直し、市ホームページの充実を図る。
5	第三セクターの整理、統合 【総務課】	第三セクターへの出資引き下げ及び市有 3 宿泊施設の譲渡について検討を行う。	第三セクター解消のため、出資引き下げの手法について引き続き調査・研究を行う。	第三セクターの解消	【未達成】 調査・検討を進めたが、実施計画に掲げた株式譲渡先の選定には至っていない。	・ 市有宿泊施設の不動産鑑定評価を実施し、施設の譲渡価格を算定した。 ・ 現在の第三セクターは資金調達能力が弱い ため、市の関与をなくした場合のあり方について引き続き調査・検討を行う。	第三セクターへの出資引き下げ及び市有 3 宿泊施設の譲渡について検討を行う。	第三セクター解消のため、出資引き下げの手法について引き続き調査・研究を行う。	第三セクターの解消

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
6	アウトソーシングの推進 【総務課】	指定管理者制度をはじめとする市業務の外部（委託）化を推進し、市民サービスの維持向上と経費の削減を実現する。	各所管における外部化（委託）が可能な業務の洗い出しを並行して行い、委託可能な業務の外部化を目指す。	新規外部化（委託）可能業務の洗い出し	【達成】 新たに1業務（窓口受付業務）を外部委託する方針となった。	・行財政のスリム化に向けたヒアリング等を実施し、スリム化の重要な要素であるアウトソーシングについても各課にヒアリングを実施した。 ・その内容を更に精査し、実現性の高い事業に関しては、アウトソーシング計画に位置付けて特に推進し、実現を目指す。	指定管理者制度をはじめとする市業務の外部（委託）化を推進し、市民サービスの維持向上と経費の削減を実現する。	アウトソーシング可能な業務について、外部化（委託）に向けた課題解決の検討を行う。	外部化（委託）業務のスケジュール化
7	防災・減災対策の強化 【危機管理課】	防災施設・設備の整備の促進を実現する。	備蓄品の確保及び防災倉庫の整備	避難者想定に基づく備蓄品の確保及び防災倉庫の整備	【達成】 予定どおり整備できた。	・計画に基づいて豊科南中学校、穂高西中学校、穂高西小学校の3校に防災倉庫を設置し、明科支所の備蓄倉庫とあわせて4箇所にて備蓄品及び資機材を新たに購入して収納した。 ・次年度は穂高支所及び堀金支所に備蓄場所を確保する予定。 ・NTT東日本と連携し、収容人員の多い指定避難所（6箇所）に災害時に優先的に使える特設公衆電話回線を増設した。	防災施設の整備及び備蓄品の確保を実現する。	・防災倉庫の整備 ・避難者想定に基づく備蓄品の購入	備蓄体制の充実
		防災体制の充実を実現する。	地域防災計画の見直し 各種マニュアルの作成 災害協定の締結 災害対策本部設置訓練の実施 職員災害対応訓練の実施	・安曇野市地域防災計画の見直し ・避難所運営マニュアル等の作成 ・災害協定の締結による流通備蓄及び避難場所の確保等 ・災害対策本部設置訓練及び職員災害対応訓練の実施	【達成】 計画の修正と協定の締結により防災対策を進めている。	・安曇野市地域防災計画について、国及び県の防災計画に沿った全面的修正を行っている。あわせて、災害時の職員の行動を円滑なものとするため、参集基準と活動体制の見直しを行うとともに、職員行動マニュアルにて災害時優先業務と職員の参集場所の再確認を行った。 ・災害時応援協定については、友好都市の千葉県東金市、長野県柔道整復師会及び民間の事業者1社（地図販売業者）と締結することができた。 ・7月に実施日を伏せて職員災害対応訓練及び災害対策本部設置訓練を実施した。また、9月を「安曇野市職員防災力強化月間」とし、庁内掲示板による啓発を実施するとともに、10月には防災職員研修会を実施した。	防災体制の充実を実現する。	安曇野市地域防災計画の見直し 各種マニュアルの作成 災害協定の締結 職員の防災力の向上に係る訓練等の実施	安曇野市地域防災計画の見直し 避難所運営マニュアル等の作成 災害協定の締結 職員の防災力の向上

取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
	取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
	住民の防災意識の高揚及び自主防災組織の強化を実現する。また、災害時要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安曇野市総合防災訓練の開催</li> <li>・安曇野市防災講演会の開催</li> <li>・出前講座等の実施</li> <li>・地域特性に配慮した自主避難体制づくりの実施</li> <li>・自主防災組織への補助金の交付及び見直し</li> <li>・自主防災組織活性化事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練の開催</li> <li>・防災講演会の開催</li> <li>・出前講座等の実施</li> <li>・地域特性に配慮した自主避難体制づくりの実施（2 地区）</li> <li>・自主防災組織防災活動支援補助金の交付及び見直し</li> <li>・自主防災組織活性化事業の実施</li> </ul>	【達成】 予定どおり実施できた。	<p>9月に安曇野市総合防災訓練を実施し、市営県民豊科運動広場を主会場に 657 人が各種訓練に参加した。</p> <p>7月に信州大学の平松晋也教授を講師に穂高会館で安曇野市防災講演会を開催した。</p> <p>協働のまちづくり出前講座として防災に関する出前講座を 51 回実施した。</p> <p>大口沢区及び下押野区では、土砂災害の危険箇所や過去に被災した場所を記載したマップを挿入した自主避難計画のリーフレットを作成し、大口沢区においては計画に沿った避難訓練も実施した。</p> <p>自主防災組織への補助金は、資機材の購入費用として 13 組織から申請があり 1,242,525 円を、訓練費用等として 54 組織から申請があり 1,021,968 円をそれぞれ交付した。また、補助対象期間及び限度額により交付の対象とならない組織が今後も継続して補助を受けられるよう、自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱の見直しを行い、平成 29 年度から施行することとした。</p> <p>地域ごとに自主防災会議を 3 回開催し、地域における課題について意見交換を行うとともに研修の機会とした。</p>	<p>住民の防災意識の高揚及び自主防災組織の強化を実現する。また、災害時要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安曇野市総合防災訓練の開催</li> <li>・安曇野市防災講演会の開催</li> <li>・出前講座等の実施</li> <li>・地域特性に配慮した自主避難体制づくりの実施</li> <li>・自主防災組織活性化事業の実施及び補助金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安曇野市総合防災訓練の開催</li> <li>・安曇野市防災講演会の開催</li> <li>・出前講座等の実施</li> <li>・自主避難体制の確立</li> <li>・自主防災組織の活性化</li> </ul>

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
8	安曇野市国民健康保険における療養給付費等の削減 (特定健康診査受診率の向上) 【国保年金課】 【健康推進課】	生活習慣病により、ますます増加すると予想される医療費を削減し、将来的に持続可能な医療保険制度を堅持し、「健康長寿のまちづくり」に資するため、特定健康診査等実施計画に基づく受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づく特定保健指導の実施率の向上を図る。	【平成 27 年度に引き続き取り組む内容】 ・特定健康診査集団健診の受診結果により、未受診者を抽出し、医療機関で実施する個別健診、医療機関へ通院する人からの医療データの情報提供について勧奨通知を送付する。 ・40 歳、50 歳時の節目健診への軸負担無料化や人間ドック・脳ドックに係る受診費用の助成を啓発する。 ・市HP、マスメディアを活用した広報やイベント勧奨、経年未受診者に対する電話コールを実施する。 【平成 28 年度の取り組み】 ・医師会と調整し、個別健診の対象者拡大を図る。 ・若年者をターゲットとしたイベント勧奨	特定健康診査受診率の目標値(55%)	平成 28 年度に計画した取り組みを実施した結果、特定健康診査受診率が向上し、ほぼ長野県平均に肩を並べるところまで到達した。 安曇野市 H27 42.4% H28 46.0% (推計値) 長野県 H25 43.2%、 H26 44.2% H27 45.2%、 H28 46.2% (推計値)	【実施内容】 ・特定健康診査集団健診未受診者及び 40 歳から 50 歳までの健診を申し込まなかった被保険者へ個別健診受診券を送付し、受診勧奨を実施した。 ・51 歳以上の未受診者で医療機関へ通院する人から医療データの情報提供について勧奨通知を送付した。 ・人間ドック、脳ドックに係る受診費用の助成制度の啓発 ・市HP、マスメディアを活用した啓発やイベント勧奨、電話やハガキによる受診勧奨を実施 【次年度に向けての課題】 ・40 歳代、50 歳代の若年層の受診率向上 ・個別健診の受診機会を拡大することによる利便性の向上 ・療養給付費等の削減は効果が現れるまで時間がかかることから、地道かつ継続的な取り組みが必要 ・特定健康診査等実施計画で定める目標受診率の達成 (H28 実績：推計値 46%、H29 目標：50%)	生活習慣病により、ますます増加すると予想される医療費を削減し、将来的に持続可能な医療保険制度を堅持し、「健康寿命日本一」に資するため、特定健康診査等実施計画に基づく受診率の向上を図る。	【平成 28 年度に引き続き取り組む内容】 ・特定健康診査集団健診の受診結果により、未受診者を抽出し、医療機関で実施する個別健診、医療機関へ通院する人からの医療データの情報提供について勧奨通知を送付する。 ・40 歳から 50 歳までの未受診者へ個別健診通知を送付する。 ・市HP、マスメディアを活用した広報やイベント勧奨、経年未受診者に対する電話コールを実施する。 ・特定健康診査受診率の約 30%を占める人間ドック受診費用助成制度の啓発を実施する。 【平成 29 年度の取り組み】 ・特定健康診査の受診率向上と利便性を高めるため、集団健診、個別健診、人間ドック受診希望を選択して申し込めるよう健診システムを改修し、2月から新たな健診受付を開始する。 ・若年者をターゲットとしたイベント勧奨の充実	特定健康診査受診率目標値：50%

取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
	取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
	医療費や介護給付費などの社会保障費の伸びを抑制し、早世や予防可能な疾患による若いころからの障害による社会的損失を防ぐために、生活習慣病の重症化を予防し、健康長寿のまちづくりを推進するため特定保健指導、保健指導実施率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保データヘルス計画に基づき、健診データ、レセプトデータを活用し、どのような疾病にどのくらい医療費を要しているか、より高額な医療費は何か、予防可能な疾患か、健診を受けて予防的な医療がなされているか、重症化しているのかを分析して課題を設定する。</li> <li>・保健指導対象者を明確にし、優先順位をつけ保健指導を実施する</li> <li>・対象者の状態に合わせて学習教材を活用し効果的な保健指導を実施する</li> <li>・保健指導の実施状況の進捗管理を行い実施率の向上を目指すとともに健診データの改善度等により評価を行う</li> </ul>	<p>特定保健指導実施率の目標値 (57%)</p> <p>保健指導の実施状況の進捗管理を行い、実施率の向上を目指す、市の保健師、管理栄養士等の指導に繋がりにくい人間ドックの受診者に対しては、特定保健指導のアウトソーシングを検討する。</p>	<p>平成 28 年度 特定保健指導対象者は 948 人で、そのうち H29 年 4 月 20 日現在 593 人に対して初回面接を行った。(62.5%)</p> <p>重症化予防対象者 819 人に対して 572 人(4 月 20 日現在)の保健指導を行った。</p> <p>平成 28 年度 糖尿病性腎症重症化予防対象者が 534 人であり、平成 29 年 5 月 1 日現在対象者への保健指導を継続している。</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診の結果から、対象者を明確にして優先順位をつけて指導を実施するとともに、実施状況の進捗管理を行った。保健指導実施者が統一した内容で指導できるように実施手順を定めた。対象者の状態に合わせた学習教材を活用し、効果的な保健指導になるように努めた。</li> <li>・平成 28 年 8 月に長野県糖尿病性腎症重症化予防プログラムが示され、市町村においてもプログラムを作成し対象者への保健指導を開始することになった。当市においても、平成 29 年 2 月に安曇野市医師会と協力し、「安曇野市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成した。プログラム対象者への保健指導も開始した。</li> </ul> <p>【次年度に向けての課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査等実施計画で定める目標受診率の達成 (H28 実績：4 月 20 日現在 62.5% (確定値は減少する見込み)、H29 目標：60%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費や介護給付費等の社会保障費の伸びを抑制し、早世や予防可能な疾患による若いころからの障害による社会的損失を防ぎ、生活習慣病の重症化を予防するため、特定保健指導、保健指導実施率の向上を図る。</li> <li>・国保データヘルス計画に基づき、健診データ、レセプトデータを活用し課題を分析する。安曇野市医師会と連携して平成 29 年 2 月に作成した「安曇野市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づいて、保健指導を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導対象者を明確にし、優先順位をつけ保健指導を実施する。</li> <li>・対象者の状態に合わせて学習教材を活用し効果的な保健指導を実施する。</li> <li>・保健指導実施状況の進捗管理を行い、実施率の向上を目指す。</li> <li>・健診結果により糖尿病未治療者を明確にする。</li> <li>・糖尿病管理台帳を作成する。</li> <li>・リスクのタイプを確認し効果的な保健指導を実施する。</li> <li>・糖尿病連携手帳を活用し、保健指導の内容、医療機関での検査結果等について住民を通してかかりつけ医と情報を共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導実施率の目標値 (60%)</li> <li>・保健指導の実施状況の進捗管理を行い実施率の向上を目指す。</li> </ul>

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
9	地域包括ケア体制の構築【介護保険課】	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護等日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携の推進として地域の医療・介護資源の把握を行い市民に情報提供する。</li> <li>・認知症施策の推進として認知症サポート医、看護師等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」の設置準備をする。</li> <li>・生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進として、生活支援体制整備事業を実施するとともに、現在実施しているサービス内容を整備し「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行準備をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療・介護の資源の把握としてマップを作成。</li> <li>・サポート医 1 名、専門職 2 名を決定し、設置要綱を制定する。</li> <li>・平成 29 年度当初から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施できるようにする。</li> </ul>	【達成】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療・介護の資源の把握としてマップを作成できた。</li> <li>・サポート医については医師会との調整ができ、専門職は包括職員が担当することになる。設置要綱は素案ができた。</li> <li>・「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施に向け準備が整った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携では、医師会等関係機関との連携により、市民公開講座や課題解決に向けたワーキンググループ活動を行った。また資源把握と活用のための「医療と介護の連携マップ」が完成した。</li> <li>・認知症施策では、平成 29 年度開始予定の認知症初期集中支援チーム設置に向け医師会との調整を行い、要綱素案ができた。</li> <li>・生活支援体制整備事業では、市内 5 地域に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護サービスの提供体制の構築を目指した協議体を設置。資源をまとめた「サービスガイドブック」を 5 地域で作成した。</li> <li>・平成 29 年度開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」の準備ができた。</li> <li>・今後も地域包括ケア体制の構築に向け、事業をさらに推進していく必要がある。特に次年度は介護給付費の増加抑制につながるよう第 7 期介護保険事業計画を策定する。</li> </ul>	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援等が包括的に確保される体制の構築を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護予防・日常生活支援総合事業」を円滑に実施する。</li> <li>・在宅医療・介護連携の推進のため、医師会等の関係機関との連携により事業を実施する。</li> <li>・認知症施策の推進のため、認知症初期集中支援チームを設置しチーム活動を開始する。</li> <li>・生活支援体制整備事業の推進のため、5 地域の生活支援コーディネーターを中心とした取り組みを推進する。</li> <li>・庁内プロジェクト会議の有効活用により第 7 期介護保険事業計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チームを設置しチーム活動を開始できる。</li> <li>・第 7 期介護保険事業計画が策定できる。</li> </ul>
10									
11									



(2) 市民との協働のまちづくりの推進

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する 達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に 向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
12	市民主体の まちづくり の推進 【地域づく り課】	(1)自治基本条例制 定の検討 ①市民会議の中間 報告を広く市民等 へ広報するととも に、意見をいただ く。 ②自治基本条例制 定市民会議におい て最終的な報告書 を作成する。 ③自治基本条例検 討委員会により条 文(案)を作成す る。 ④条文(案)につ いて報告会等開催 し、意見をいただ くとともに、シン ポジウムを行う。 ⑤条文案を作成 し、パブリックコ メントを実施す る。 ⑥平成 29 年 3 月 議会へ条文(案) を上程する。	(1)自治基本条例制定の検討 ①市民会議の中間報告会の 開催 5月23日から27日まで 5地域において市民への報 告、また27日に議会全員 協議会において報告を行 う。また、広報誌、ホーム ページへの掲載、区長への 報告書の送付などにより、 広く意見をいただく。 ②自治基本条例市民会議の 開催 ①の意見を集約し、市民 会議において再度検討し報 告書として市長へ提出いた だく。 ③自治基本条例検討委員会 ②の報告書をもとに新た に5人による検討委員会 (有識者会議)を設置し、 条文づくりを行い、市長へ 提出いただく。 ④報告会等 ③の条文(案)に対し広 く市民から意見をいただ くため、広報及び報告会を開 催する。また、自治基本条 例について関心を高めるた めシンポジウムを開催す る。 ⑤パブリックコメント ④の意見をまとめ、条文 (案)を作成し、パブリッ	1) 条例議決	【達成】 議決され条例を施 行した。	・自治基本条例については、「安曇野市自 治基本条例制定市民会議」「安曇野市自治 基本条例検討委員会」の審議並びにパブ リックコメント等を経て平成 29 年 3 月議 会に条例案を上程し、議決された(平成 29 年 4 月 1 日施行)。 ・条例が実効あるものとするため、出前 講座等を通じて広く市民への周知を図る 必要がある。	4月1日施行の安曇野市 自治基本条例が実効ある ものとなるよう、周知を 図る。	あらゆる機会を活用し、ま た広報や出前講座等を通じて 周知を図る。	出前講座等に よる啓発機会 10 回

取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する 達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に 向けての課題	平成 29 年度における取組方針			
	取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標	
		クコメントを実施する。 ⑥議会への条文（案）の上程 平成 29 年 3 月の議会へ 条文（案）を上程する。							
	まちづくり推進 会議設置の検討 ①市区長会専門 部会において設置 に向けた検討を行 う。 ②各種団体等と の調整を図り設置 する。	まちづくり推進会議設置 の検討 ①市区長会専門部会「ま ちづくり部会」において設 置に向けた検討を行う。 ②地域課題解決に関わる と思われる各種団体や組織 との調整を行い、設置する。	まちづくり推 進会議の設置	【達 成】 設置要綱を施行し た。	・まちづくり推進会議については、市区長 会（理事会、専門部会等）での検討を経て、 28 年 3 月の政策会議で方向性が承認され た。設置要綱を整備し、平成 29 年 4 月 1 日に施行した。 ・平成 29 年度は、委員を委嘱し発足、具 体的な審議に入る。	「協働のまちづくり推 進行動計画」の次期計画 （平成 31 年～35 年）策定 に向け取り組む。	・策定委員会による審議を行 う。 ・広く市民にアンケートを実 施する。	アンケートの実 施（回収、分析）	
13	協働のまち づくり推進 行動計画に 基づく市民 活動サポ ートセンター （名称変 更）の充実 【地域づく り課】	第 2 期の協働コー ディネーター養成 講座（10 回）を平 成 27 年度から本 年度にかけて開催 する。また、第 3 期講座（10 回）を 次年度にかけて開 催する。その修了 者を市民活動サポ ートセンターの市 民活動サポーター として位置づけ る。	①第 2 期協働コー ディネーター養成 講座の後半 5 回を 4 月から 6 月まで開催す る。修了者に修了書を渡 す。 ②修了者には、現在の市民 活動サポーターとの懇談な どを行い、次年度からサポ ーターとして活動できる準 備を進める。 ③第 3 期協働コー ディネーター養成講座の募集を 10 月頃に行い、前半 5 回を 年度中に行う。	協働コー ディ ネーター養成講 座修了者の確保 （現在の 10 人の ほか 15～20 人）	【未達成】 11 人 平成 29 年度から の活動開始に向け て準備を進めてお り、平成 28 年度 末の段階では、新 規登録に至らな かった。	第 2 期協働コー ディネーター養成講座 の後半 5 回を開催した（修了者 10 人）。 また、第 3 期協働コー ディネーター養成 講座の前半 5 回を開催した（受講者 6 人）。	・第 3 期協働コー ディネーター養成講座の後半 5 回を 開催する。 ・修了者に、サポーターと して、市民活動サポ ートセンターの活動に参画して いただく。	・修了者への声かけ ・説明会の開催 ・運営委員会への出席依頼 ・参画意思の確認	コー ディ ネ ーター、サポ ーター の登録人数 15 人
		第 1 期協働コー ディネーター養成講 座修了者のうち 10 人が市民活動サポ ーターとして、各 種市民活動団体へ	①第 1 期協働コー ディネーター養成講座修了者のう ち 10 人が市民活動サポ ーターとして、センター運 営の補助及び市民活動団体へ の取材を通じ情報を収集す	市民活動サポ ートセンター登録 団体数 100	【未達成】 59 団体 穂高支所 1 階への 移転にあわせ仕組 みを構築したが、 取材活動が限られ	第 1 期協働コー ディネーター養成講座 修了者のうち 3 人がコー ディネーターと して交代で市民活動サポ ートセンターに 勤務している。修了生のうち 8 人はサ ポーターとして、取材等を通 じて登録の依 頼を進めている。	市民活動サポ ートセン ターの機能と事業の充実 を図るとともに、市民登録 団体への取材活動などを 通じて、登録の促進を図 る。	・サポーターによる取材活動 （情報の収集） ・通信の発行、ホームペ ージの更新（情報の発信） ・市民活動団体のスキルア ップ等を目的とする講座の開設	登録団体 150

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する 達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に 向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
		の取材等を行うとともに登録を呼びかける。また、センター機能を充実させるとともに、団体登録することのメリットを明確にする。	る。 ②情報は活動団体が PR したい情報（団体におけるのメリットとなるもの）や団体の活動における課題などを取材する。 ③市民活動サポートセンターの非常勤職員が情報の一元化と発信を行う。 ④市内の市民活動団体情報の共有を図り、団体登録のメリットを明確にすることにより、センターが協働の拠点として機能を果たす。		たこともあり、登録団体数は伸び悩んだ。	通信の発行、ホームページのリニューアル、講座の開設、相談など多様な事業を実施し、センター機能の拡充を図った。平成 29 年度は第 3 期協働コーディネーター養成講座の後半 5 回を開催。市民活動サポートセンターの機能と事業の充実。		・相談日の開設 ・交流会の開催	
14	消防分団の統廃合を含めた組織再編と出動範囲の見直し 【危機管理課】	団員の条例定数及び詰所・車両等の配置について見直しの検討	・団員数等実態調査を分団等に依頼 ・19 市と松本広域圏内の他団を調査 ・火の見櫓・器具庫・消防水利の調査 ・分団長会議で調査結果に基づき調整	配備計画案の作成	【達成】 配備計画案の概要ができた。	【実施内容】 ・分団等に団員数等の実態調査を実施した。 ・19 市と松本広域圏内の他団への調査を実施した。 ・分団等に不用で用途廃止が可能な火の見櫓・器具庫等の調査を実施した。 ・分団長会議で調査結果に基づき調整を実施した。 【次年度に向けての課題】 ・配備計画の詳細内容の作成と分団管轄区等との調整	・消防団員の条例定数を見直す。 ・分団・部の統廃合を行う。	・消防団分団長会議、消防委員会において条例定数の見直しを協議 ・統廃合に該当する分団と分団が管轄する地元行政区との調整会議の開催	・新条例定数の平成 30 年 4 月 1 日施行 ・統廃合の実施計画の策定

(3) 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
15	本庁・支所窓口業務の見直し 【総務課】	支所整備の完了に伴う来客の動向を注視し、今後の窓口業務のあり方について検証する。	本庁舎及び各支所の窓口来庁者数の調査、及び本庁舎における休日及び時間延長窓口利用者数の動向調査を実施し、今後の窓口業務のあり方について検討していく。	サービスの低下を招くことのない、窓口業務や適正な人員配置	【達成】 サービス低下を伴わない窓口業務、人員配置を行った。	本庁舎及び各支所来庁者数及び休日・時間延長窓口の利用者数の調査を実施した。 全ての支所整備が完了し、また、住民票等のコンビニ交付がスタートしたため動向を注視していく。	来客の動向を注視し、今後の窓口業務のあり方について検証する。	本庁舎及び各支所の窓口来庁者数の調査、及び本庁舎における休日及び時間延長窓口利用者数の動向調査を実施し、今後の窓口業務のあり方について検討していく。	サービスの低下を招くことのない、窓口業務や適正な人員配置
16	適正な定員管理と組織の充実 【総務課】	定員適正化計画（第3次）の策定。	各部課に対して人事ヒアリングを実施するとともに、アウトソーシング計画を見据えた適正人員配置の検討を行う。	総合計画目標達成のための組織の充実と適正な人員配置	【達成】 H29.4.1 定員適正化計画職員数 735 人に対し、実職員数は 734 人	・各部課に対して、アウトソーシング計画を見据えた、次年度以降の業務量調査を実施した。 ・本庁舎統合による一層の職員数適正化が課題であるため、人事ヒアリングを実施し、適正人員配置の検討を行い、平成 30 年度以降の定員適正化計画を策定する必要がある。	定員適正化計画（第3次）の策定	各部課に対して人事ヒアリングを実施するとともに、アウトソーシング計画を見据えた適正人員配置の検討を行う。	総合計画目標達成のための組織の充実と適正な人員配置
17	人事評価制度の給与への反映 【職員課】	人事評価の実施により、平成 28 年度に全職員の能力及び業績に応じた適正な給与への反映を実施する。	・前年度の評価結果を全職員の勤勉手当に反映させ、能力及び業績に応じた適正な給与への反映を実施することにより、職員のモチベーションが上がり、職員個々の業務に対する意欲が高まる。 ・複線型昇任制度も 28 年度から実施をし、ライン職・スタッフ職を明確にし、職員が個々の能力を十分発揮できる制度運用を開始する。	前年度の人事評価結果を、全職員勤勉手当の成績率に反映させる。	【達成】 全職員に対して、前年度の評価結果を、6 月期及び 12 月期の勤勉手当の成績率に反映させた。	・人事評価の実施により、前年度の評価結果を、全職員の勤勉手当の成績率に反映させた。 ・公平で公正な評価により、能力及び業績に応じた給与への反映を行うことで、職員のモチベーションの確保、業務に対する意欲が高まるものとする。 人事評価制度の目的の一つである人材育成について、C 評価以下の職員に対する次年度に向けた、指導、育成が必要である。	・職員の仕事の成果や能力を、公平かつ公正に評価し、その評価結果を本人にフィードバックすることで、本人の主体的能力開発、人材育成、組織の活性化を図ることを目的としている。 ・評価結果を給与等の処遇への反映を行っている。	・平成 28 年度の評価結果（能力評価及び業績評価の総合評価点）を、平成 29 年度の勤勉手当の成績率に反映させる。 ・現在給与への反映は、勤勉手当の成績率に反映しているが、今後は昇給昇格等への反映も進めるとともに、組合協議も行う。	・全職員の勤勉手当の成績率に、前年度の人事評価結果を反映させる。 ・勤勉手当以外の給与への反映について組合協議を行う。
18	人材育成基本方針の改訂及び人材育成に関する取組の推進 【職員課】	人材育成への取組及び時代の変化を踏まえ、人材育成基本方針の改訂を実施する。 職員の成長を支援するために	複線型昇任制度の運用に向けた準備を進める。 具体的には、職員説明会、運用基準の作成、関係例規の整備等を行い、平成 29 年度本格実施する。 また、希望降任制度について	複線型昇任制度は、平成 29 年度本格稼働に向けた準備を行う。 また、希望降任制度は本年度中に運用開始す	【未達成】 平成 29 年度から係長昇任試験を実施する予定で準備を進めており、組合からの申し出により、職員説明会を実施した	・平成 27 年 8 月に改訂した「安曇野市人材育成基本方針」の基本理念に基づき、複線型昇任制度運用に向けた準備及び職員研修計画に基づく研修について取組をした。 ・複線型昇任制度では、従前の年功序列型・単線型昇任制度から、職員の主体的キ	平成 27 年 8 月に改訂した「安曇野市人材育成基本方針」に基づき、「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」の 3 つの取組を中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。	【人事制度の取組】 職員の適正や能力及び希望に応じて特定の分野で活躍でき、職員が自らのキャリア選択を可能とする複線型昇任制度の運用の開始を目指す。	・複線型昇任制度の取組として、係長昇任試験を実施する。 合わせて、組合協議を進める。また、希望後任制度

取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
	取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
	「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」の3つを中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。	は、本年度中の運用を目指す。この取組を推進する中で、人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像を職員自らが目指す環境が構築され、職員自らがキャリアデザインを描け、個々の能力を十分発揮できる制度運用の開始となる。	る。	が、組合とは協議を続けており、合意に至っていない。 また、希望後任制度については検討中である。 <b>【達成】</b> 職員研修制度については職員研修実施計画に基づき計画的に開催ができた。 階層別研修は、H27が2回に対して、H28は9回実施した。 また、女性職員の活躍の推進に向けた取組は、H29も続けて実施していく。	キャリア形成と能力と実績に基づく人事管理へ移行していくことを目的としており、4級以上の任用等に係る昇任制度について、従来の3級（主査）在籍年数により昇任するのではなく、試験制度を導入する予定で準備を進めた。 具体的には、平成 29 年度中に、係長試験を導入する予定である。 平成 28 年度では、これら制度全般について職員説明会を開催した。 また、職員組合とは協議中である。 ・職員研修制度については、平成 28 年度職員研修実施計画に基づき計画的に研修（職員課主催職場外研修）を実施した。 主に採用 2 年目から管理職員まで階層別研修会を実施し、全体では延べ 2,853 人が受講した。 また、女性職員の活躍の推進に向けた数値目標達成のための取組として、係長昇任前の女性の副主幹を対象に、将来に向けたキャリアアップへの意識向上を図るため、女性ステップアップ研修会を開催し 40 人が受講した。		具体的には、4級昇格に向けた昇任試験（係長昇任試験）を行う。また、合わせて組合協議を進める。 <b>【研修制度の取組】</b> 人材育成の基本理念を踏まえ、5つの「目指すべき職員像」を掲げ、新しい課題にスピード感を持って対応できる職員の育成を目指す。具体的には、通信教育の受講推進を図る。そのために、業務や時代の要求に応じたメニューの拡充、職員がキャリア選択をしたときに、スキルアップするために必要なメニューの充実を図る。 <b>【職場環境づくりの取組】</b> ワークライフバランスの実現に向けた取組として、時間外勤務時間の縮減を進める。 また、OJT 体制の構築として、先輩職員を専任の指導者として選任し、OJT を計画的・継続的かつ効率的・効果的に推進できるような仕組みを検討する。 合わせてメンター制度について、若年層職員の成長を側面から支援する体制として、メンターを登録及び公表し、いろいろな相談に気軽に乗れるような仕組みを検討する。	の構築に向けた検討を行う。 ・通信教育の受講者の拡充を図る。H28 申込件数 62 件修了件数 42 件 に対して H29 申込件数 70 件修了件数 50 件とする。 ・時間外勤務時間については、H29 は H28 と比較し 500 万円の減額、約 2,000 時間の縮減を行っている。さらに、全体の 2% 約 760 時間の縮減を図る。 また、OJT 体制及びメンター制度については、検討を進める。

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
19	実質公債費比率の健全化の堅持 【財政課】	・公債費負担の抑制を図り、市民に対する行政サービスの向上のための財源を確保する。 ・将来的な施策の財源や新たな課題に対応するため、基金積立等を行ない財源留保に努める。	・市債発行残高が増加する見込みであることから、発行総額の抑制・交付税措置率の高い市債の活用を図る。 ・配当済みの28年度予算執行に際しても、計画事業費の抑制、当初予算で計画した財源についての再調整・見直しを行なう。	平成 27 年度比率以下	【達成の見込み】 平成 26 年度 10.7% 平成 27 年度 10.5% ※平成 28 年度実質公債費比率は、現在算定作業、7 月末に確定	公債費負担を抑制し、市民に対して必要な行政サービス提供を継続する。また、新たな財政需要や課題に対して対応していく財源留保を図る。	・公債費負担の抑制を図り、市民に対する行政サービスの向上のための財源を確保する。 ・将来的な施策の財源や新たな課題に対応するため、基金積立等を行ない財源留保に努める。	・市債発行残高が増加する見込みであることから、発行総額の抑制・交付税措置率の高い市債の活用を図る。 ・配当済みの平成29 年度予算執行に際しても、計画事業費の抑制、当初予算で計画した財源についての再調整・見直しを行なう。	財政健全化基準内
20	収税等収納率の向上 【収納課】	税負担の公平性と自主財源確保の観点から毅然とした態度で業務を行い、収納率の確保・向上を図るために、より綿密な年間計画に基づき滞納整理（差押による強制換価処分等）を実施する。 ① 現年度重視の徴収体制の確立 ② 新規滞納者を増やさない、時間的経過を与えない取組み。 ③ 無職の滞納者等には、納付誓約、計画納付を促す。 ④ 公平性を確保	① 督促状の発送以降、随時催告、一斉催告（年2回）、電話催告（年間12回）、電話催告後の財産調査予告、差押え予告等を行い、新規滞納者を増やさないようにする。電話催告については、民間委託のコールセンターを活用する。 ② 滞納者との折衝により生活状況を把握し、分納誓約等を提出させる。また、分納誓約後の納付管理を徹底する。 ③ 随時、実態・財産調査を行い、納付のみられない滞納者に対しては差押え処分を実施する。 市外の滞納者については、民間委託による実態調査を行い、同様な処分を実施する。 ④ インターネット公売（不動産・動産）の実施。 ⑤ 大口困難案件にかかる地方税滞納整理機構との連携及	市税等目標収納率（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料含む） 現年 98.50% 滞繰 19.00% 以上 未納額 8 億 5 千万円以下	収納率 現年：98.86% 滞繰：23.37%  未納額：約 8 億 1 千 9 百万円（対前年比 8 千 9 百万円減額）  * 収納率、未納額（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料含む）	① 斉催告書発送 発送件数：6,250 件 ② コールセンターによる電話催告（現年） 架電件数 18,272 件 ③ 税相談の実施 実施件数：277 件 ④ 押等の滞納処分 件数：1,301 件 換価金額：51,233,455 円 ⑤ 産の公売 物件数：10 件 金額：229,250 円 ⑥ 判定会の実施（9 回）  到達目標（収納率） 現年：98.70% 滞繰：19.00%  引き続き未納額の縮減に向けて徴収努力をする。	税負担の公平性と自主財源確保の観点から毅然とした態度で業務を行い、収納率の確保・向上を図るために、より綿密な年間計画に基づき滞納整理（差押による強制換価処分等）を実施する。 ① 現年度重視の徴収体制の強化 ② 新規滞納者を増やさない、時間的経過を与えない取組み。 ③ 無職の滞納者等には、納付誓約、計画納付を促す。 ④ 公平性を確保するため「差押」等の滞納処分を積極的に行う。 ⑤ 公売（動産、不動産）強化の取組み。 ⑥ その他収納率向上の取組み	① 督促状の発送以降、随時催告、一斉催告（年2回）、電話催告（年間12回）、電話催告後の財産調査予告、差押え予告等を行い、新規滞納者を増やさないようにする。電話催告については、民間委託のコールセンターを活用する。 ② 滞納者との折衝により生活状況を把握し、分納誓約等を提出させる。また、分納誓約後の納付管理を徹底する。 ③ 随時、実態・財産調査を行い、納付のみられない滞納者に対しては差押え処分を実施する。 市外の滞納者については、民間委託による実態調査を行い、同様な処分を実施する。 ④ インターネット公売	市税等目標収納率・未納額（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料含む） 目標収納率 現年 98.80%以上 滞繰 22.5%以上 未納額 8 億円未満

取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針			
	取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標	
		<p>するため「差押」等の滞納処分を積極的に行う。</p> <p>⑤公売（動産、不動産）強化の取り組み。</p> <p>⑥その他収納率向上の取り組み</p>	<p>び義務承継相続調査実施による滞納処分の推進</p> <p>また、徴税顧問を活用し困難案件を解決していく。</p>				<p>（不動産・動産）の実施。</p> <p>⑤ 大口困難案件にかかる地方税滞納整理機構との連携及び義務承継相続調査実施による滞納処分の推進</p> <p>また、徴税顧問を活用し困難案件を解決していく。</p>		
21	<p>将来負担比率の健全化の堅持</p> <p>【財政課】</p>	<p>・施設整備や改修には合併特例債の活用が予定されている。平成 32 年の期限までに計画的な事業執行が実施されることになるが、将来負担比率の急激な上昇を招かないよう、試算等により、中長期的な財政運営の健全化を図る。</p>	<p>市債残高は当面増加する見込みにあるが、交付税の減額が本年度から開始となる。一般財源が減少する状況下では、今後、将来負担比率の上昇を招くため、比率の抑制対策を進める。</p> <p>財源の範囲内での予算編成、基金額の確保が図れるよう、従来予算編成方法を一新する。また、29 実施計画に基づいた将来負担比率の試算を行なう。</p> <p>※将来負担比率は、主に普通交付税算定額、交付税需要額に算入される公債費、公債費の財源として充当可能な基金により算出されている。</p>	<p>平成 27 年度比率以下</p>	<p>【達成の見込み】</p> <p>平成 26 年度 20.0%</p> <p>平成 27 年度 22.5 %</p> <p>※平成 28 年度将来負担比率は、現在算定作業、7 月末に確定</p>	<p>第 4 次となる財政計画見直しを行い健全財政の継続と堅持に取り組んだ。引き続き中長期の計画や各種事業の具体化を受けた財政計画の見直しを行う。</p>	<p>実施計画等により整備や改修を行う施設については、市債の活用が前提とされていることから、健全財政を堅持していくため、将来負担の試算を行いながら、健全化を継続していく。</p>	<p>第 2 次総合計画を始め中長期の計画や各種事業の具体化を受けた財政計画の見直しを行い、財政健全化に向けた健全化将来負担の試算を行う。</p>	<p>財政健全化基準内</p>
22	<p>一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の試行実施</p> <p>【契約検査課】</p>	<p>一般競争入札における入札参加対象者枠の拡大による競争性の確保及び物品調達における一般競争入札導入の検討</p>	<p>・建設工事の発注標準の運用を見直し、入札参加対象者数の平準化を行う。</p> <p>・物品調達における一般競争入札導入に向けた地元業者との意見交換等を行う。</p>	<p>・一般競争入札における平均応札者数が 2 以上。</p> <p>・物品調達における一般競争入札に係る要綱等の整備、運用を進める。</p>	<p>【達成】</p> <p>・一般競争における平均応札者が徐々に増えてきている。また、発注標準の見直しもできた。</p> <p>・物品等の一般競争に係る制度等についても、試行要領がで</p>	<p>・発注標準を見直し、長野県と同水準まで引き上げることができたが、運用は次年度の新資格後となるため、引き続き経過を注視し入札参加者数の平準化に努めたい。</p> <p>・物品等業務委託に係る一般競争の試行要領の整備等ができたが、具体的な手続き、対象案件の選定といった制度運用面について今後検討していく必要がある。</p>	<p>・一般競争入札における入札参加対象枠の拡大による競争性の確保及び物品調達における一般競争入札の試行実施。</p> <p>・大規模工事の総合評価落札方式の入札による技術力の活用</p>	<p>・建設工事の発注標準の見直しによる入札参加者数の平準化</p> <p>・物品等一般競争入札対象案件の選定、手続き等の運用に係る検討</p> <p>・大規模新築工事の総合評価落札方式を試行し、品質の確保につながる技術力の</p>	<p>・一般競争入札における平均応札者数を増やし、競争性を確保</p> <p>・物品調達等における一般競争入札の試行実施と地元業者等か</p>

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
					きた。			活用と価格以外の評価方法の確立に努める。	らの意見集約 ・大規模工事の総合評価落札方式の試行1件以上
23	電子入札の積極的な活用 【契約検査課】	電子入札執行対象業種の拡大	従来の土木一式工事、舗装工事に加え、とび・土工・コンクリート工事、造園工事等の土木系工事による対象業種拡大を図る。	土木系工事の制限付一般競争入札の電子入札による執行率90%以上	【達成】 1,000万円以上の土木系工事の電子入札執行率100%。	・1,000万円を超える土木一式、舗装、解体、造園、とび・土工・コンクリート工事について電子入札を実施し、対象業種を拡大することができた。 ・次年度は総合評価落札方式においても電子入札を活用するなど、様々な入札方式において電子入札が活用できるよう検討したい。	電子入札の活用により、入札参加者の利便性の向上と公正性の確保を図る。	1000万円以上の土木系工事について電子入札を実施し、建築工事においても電子入札を活用できるよう検討する。	A B級を対象とした電子入札5件実施
<del>24</del>									
<del>25</del>									
26	公共施設等の総合的な管理の推進 【総務課】	総務省から求められているインフラを含めた「公共施設等総合管理計画」を策定し、総合的かつ計画的な公共施設管理を推進する。また、地方公会計移行に向け整備される固定資産台帳データを活用し公共施設マネジメントを推進する。	公共施設の再配置について、財政計画との整合を図りながら年次計画を策定する。	公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置計画の策定	【達成】 公共施設再配置計画を28年6月に策定、また、公共施設総合管理計画を29年2月に策定した。	・施設の改修及び更新予定について、施設所管課の方針を再調査し、公共施設の再配置について、財政計画との整合を図りながら10年間の年次計画を策定、公表した。また、インフラを含めた「公共施設総合管理計画」を策定、公表した。 ・総合的かつ計画的な公共施設管理を推進する。	公共施設再配置計画10年計画の進捗管理。	関係部署への聞き取り及び調整、検討を行い、10年計画のローリングをする。	公共施設再配置計画10年計画のローリングと公表



	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
27	公共施設の土地賃借契約基準の統一【財産管理課】	算出根拠が統一されていない契約は、引続き契約更新時に見直しを行う。	合併前に契約したものが基準と異なることから、担当課において地権者の理解が得られる物件から契約の更新をしていく。	1 件でも、基準への契約変更を行う。	【未達成】 新基準への変更を行った契約は無い。 賃貸借契約は、旧町村の契約を引き継いでいるものが多く、対個人との契約行為であることから、現基準の適用に苦慮している。 なお、新規契約は統一基準での運用を図っている。	・算出根拠が統一されていない契約について、引続き契約更新時に見直しを行っている。 ・従前の契約については市の基準に合致するよう、主管課からも地権者との交渉を進めてもらい、更新できるものから見直しを行うようにしている。また、新たな契約に於いては、安曇野市行政財産の目的外使用に関する使用条例に準拠した統一基準により運用を実施している。 ・旧町村の契約を引き継いでいるものは、新基準での地権者交渉には苦慮している。	算出根拠が統一されていない契約は、引続き契約更新時に見直しを行う。	合併前に契約したものが基準と異なることから、担当課において地権者の理解が得られる物件から契約の更新をしていく。	1 件でも、基準への契約変更を行う。
28	低・未利用財産の整理処分、有効活用【財産管理課】	新たに生じた市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進める。	・昨年度一般競争入札で売れ残った物件について、再鑑定を行い、再度公売に付していく。 ・新たに用途廃止となった低・未利物件は、今後の利用予定の有無を把握したうえで、利用が図れない物件について地域と調整を図りながら売却を進めていく。	昨年度売れ残った物件 4 件の売却と、新たな低・未利用物件を 1 件でも多く売却する。	【達成】 ・入札による 5 件は全て売却となった。 ・その他払下げ等 7 件、合計 13 件 (10,626,02 m <sup>2</sup> ・ 51,112,377 円) が売却できた。	・新たに生じた市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進めた。 ・平成 27 年度一般競争入札を実施したが不調となった 4 件について、再鑑定を行ったうえで、平成 28 年 11 月 22 日に再度一般競争入札を実施し、全て売却できた。 ・教員住宅について 1 件一般競争入札の公告を行い、平成 29 年 1 月 17 日に入札を実施し売却した。 ・三郷地域黒沢の河川事業先行取得用地については、県 (安曇野建設事務所) へ売却となった。 ・旧「けやきの家」については政策会議へも諮る中、売却は保留とし、現在職員駐車場として活用している。	新たに生じた市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進める。	新たに用途廃止となった低・未利物件について、今後の利用予定の有無を把握したうえで、利用が図れない物件について地域と調整を図りながら、一連の手続きを経て売却を進めていく。	新たな低・未利用物件を 1 件でも多く売却する。

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
29	庁舎単位の環境保全計画の推進 【財産管理課・関係課】	平成 27 年度から環境マネジメントシステムとして、エコアクション 21 の取り組みが決まり、財産管理課は新本庁舎について取り組む。	新本庁舎は、使用するエネルギーがデータで把握できることから、月に一度担当者レベルで検証してエネルギーの節約を進める。	月ごとの使用エネルギーの把握。	【達成】 当初予算比では電気料 94.54%、水道料 65.66%、下水道使用料 67.23%に押さえることができたが、冷暖房灯油の上昇がみられた。	・平成 27 年度から環境マネジメントシステムとして、エコアクション 21 の取り組みが決まり、財産管理課は新本庁舎について取り組んだ。また、同年度実施した「新本庁舎エネルギー運用調査業務委託」に基づき、コミッション会議など実施する中で、ランニングコストの低いシステム制御を構築した。当年度はこのシステムによるエネルギー運用を行う中使用量の削減を図り、月ごとに使用した電力・灯油・水道・下水の使用量をデータとして把握した。その結果、当初予算比では電気料・水道料・下水道使用料を押さえることができたが、冷暖房灯油の上昇がみられたことから、平成 29 年度に於いては庁舎エネルギー運用調査業務により、再度コミッション会議など実施する中で、システム制御について再精査をしていく計画である。	平成 27 年度から環境マネジメントシステムとして、エコアクション 21 の取り組みが決まり、財産管理課は新本庁舎について取り組む。	庁舎エネルギー運用調査業務により、再度コミッション会議など実施する中で、システム制御について、ランニングコストの削減が図れるよう再精査をしていく。	月ごとの使用エネルギーの把握
30	橋梁長寿命化修繕計画の推進 【建設課】	平成 23 年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕により橋梁の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を図る。また、法令において義務付けられた管理橋梁の点検を引き続き進める。	・長寿命化修繕計画対象橋梁（120 橋）について、計画的に修繕を進める。 橋梁修繕工事、橋梁修繕に係る実施設計業務 ・当市で管理する道路橋は 766 橋あり、第 1 回目の定期点検を 5 年間（H26 から H30）で完了させる。 委託点検、直営点検の実施 ・点検結果をもとに、長寿命化修繕計画の見直し（H30 予定）を行う。	・橋梁修繕工事関係 4 橋の工事完了 6 橋の実施設計業務完了 ・定期点検 186 橋の点検完了 （委託 88 橋、直営 98 橋）	【達成】 ・定期点検 105%（195 橋/186 橋） ・橋梁修繕工事 50%（2 橋/4 橋） ・実施設計業務 100%（6 橋/6 橋）	・定期点検については、県からの指導により『点検率 60%』を目指すため、修繕で交付された社資交付金を点検に振り替えて実施した結果、年度末で『点検率 62%』に達成した。また、12 月には国の二次補正により 40 橋の委託点検を追加発注した。委託は翌年度へ繰り越すことになったが、平成 29 年 6 月末の業務完了を見込んでいます。 ・修繕については点検に予算を振り替えたため、工事は未達成となるが、実施設計業務は計画通り達成された。 ・次年度に向けた課題として、定期点検は次年度を含め残り 2 か年になり、平成 30 年度の計画見直しに向け県が掲げる点検率 80%以上を達成させる必要がある。 ・工事、実施設計については、河川管理者、	平成 23 年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕により橋梁の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を図る。 また、法令において義務付けられている管理橋梁の点検を引き続き進める。	・長寿命化修繕計画対象橋梁（120 橋）について、計画的に修繕を進める。 橋梁修繕工事、橋梁修繕に係る実施設計業務 ・当市で管理する道路橋は 766 橋あり、第 1 回目の定期点検を 5 年間（H26 から H30）で完了させる。 委託点検、直営点検の実施 ・点検結果をもとに、平成 30 年度に長寿命化修繕計画の見直しを行う。	・橋梁修繕工事関係 2 橋の工事完了 4 橋の実施設計業務完了 ・定期点検 237 橋（繰越 40 橋含む）の点検完了（委託 146 橋（繰越 40 橋）、直営 91 橋）

取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
	取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
					利害関係者等との調整を早期から行い、事業の停滞、繰越がないように努めたい。また、簡易補修（橋面舗装打替え、土砂排除など）によって長寿命化が図れる橋梁については、市単独費を用いて修繕計画を推進させる必要がある。			
公園施設長寿命化計画の推進【都市計画課】	老朽化している公園施設を日常点検や定期点検をおこなうことにより、劣化の小さいうちに修繕するとともに、長寿命化計画に基づく改築・更新を進めて公園の安全性を確保しつつ、公園施設のトータルコストの縮減と平準化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設長寿命化対策支援事業（交付金）による豊科南部総合公園の大型複合遊具外 4 公園 6 施設を更新する。</li> <li>シルバー人材センターへの委託による遊具の日常点検の効率化及び点検結果に基づく修繕等を実施する。</li> <li>公園パトロールや市民からの通報による公園施設の不具合箇所の早期発見及び修繕等を実施する。</li> </ul>	計画的な維持修繕・改築・更新	<b>【達成】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化計画に基づき、交付金事業により効率的に、遊具の更新を実施した。</li> <li>シルバー人材センターに遊具の日常点検を委託し、事務の効率化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設長寿命化対策支援事業（交付金）による豊科南部総合公園（大型複合遊具の更新 1 箇所）、南小倉公園（複合遊具更新 1 箇所）、扇町公園（複式滑り台、砂場更新 各 1 箇所）、倉田公園（複式滑り台、砂場更新 各 1 箇所）掘金中央公園（滑り台更新 1 箇所）の遊具更新を行った。</li> <li>公園パトロールや市民からの通報による公園施設の不具合箇所の修繕 95 箇所、工事 53 箇所を行った。</li> <li>シルバー人材センターへの委託により 180 箇所の公園の遊具の日常点検を行った。点検結果を基に、市で早急に不具合箇所を再確認し、確実に対策を講じるよう、対応結果の課内共有が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設の日常点検とパトロールを行う。</li> <li>長寿命化計画に基づく補修・更新を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊具の日常点検は、シルバー人材センターに委託する。結果報告に基づき、不具合箇所の対応結果を課内で共有する。</li> <li>公園施設長寿命化対策支援事業（交付金）により下長尾公園他 4 公園 25 施設を更新する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設の不具合箇所の早期発見と補修の実施。</li> <li>公園の安全性確保と施設のトータルコスト縮減・平準及び長寿命化</li> </ul>
31 市営住宅の適正管理【建築住宅課】	平成 26 年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕・更新を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築年度が新しい住宅については、計画的な維持修繕を進め、耐用年数の向上を図る。</li> <li>建築年度が古く、耐用年数を経過し、募集停止している団地については、将来の用途廃止や建て替えを見据え、点在入居の解消に努め、空家となった棟から取壊しを進めていく。</li> </ul>	計画的な維持修繕（三田団地・一日市場団地） 点在入居の解消（明科団地）	<b>【達成】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化計画に基づく外壁・屋根改修工事、空棟の取壊し、点在入居解消の為の移転についていずれも計画どおり実施できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安曇野市公営住宅等長寿命化計画に基づき、一日市場団地 2 棟 4 戸及び三田団地 2 棟 8 戸の外壁・屋根の改修工事を実施した。</li> <li>耐用年数を経過し募集停止をしている団地について、1 棟全てが空家となっている柏原団地 3 戸の取壊しを実施した。</li> <li>点在入居が進んでいる明科団地については、入居者の協力をいただき移転・集約を実施した。</li> <li>平成 29 年度においても長寿命化計画に基づいた団地の改修を進め、あわせて 1 棟全てが空家となっている明科団地の取壊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕・管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築年度が新しい住宅については、計画的な維持修繕を進め、耐用年数の向上を図る。</li> <li>建築年度が古く、耐用年数を経過し、募集停止している団地については、将来の用途廃止や建て替え等を見据え点在入居の解消に努め、空家となった棟から取壊しを進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な維持修繕（一日市場団地・三田団地）</li> <li>点在入居解消に伴う空棟の取壊し（明科団地）</li> </ul>

	取組項目	平成 28 年度における取組方針			到達目標に対する達成度	平成 28 年度における実施内容・29 年度に向けての課題	平成 29 年度における取組方針		
		取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標			取組の内容	具体的な手法・進め方等	到達目標
						しを進めていく。			